

一般質問における時間・回数の見直しについて

熊本市議会の一般質問の回数等

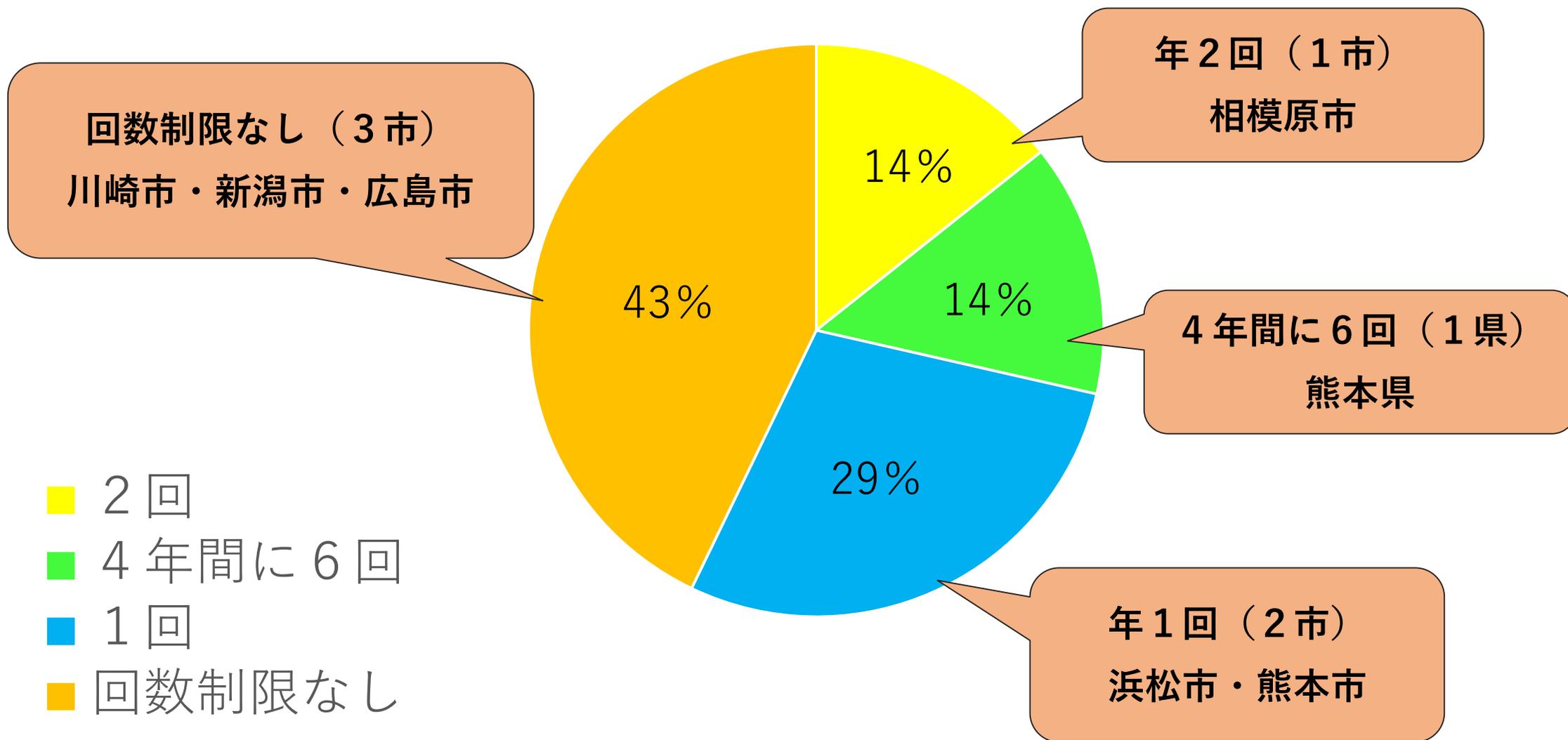
- **質問の回数**：1年に1回（第2回定例会の開会日から翌年の第1回定例会の閉会日までの間。ただし、所属議員の数に応じて会派に配分される会派の枠内においては、この限りでない。）〔熊本市議会質問実施要綱第8条第1項〕
- **質問者の数**：1定例会につき12人〔熊本市議会質問実施要綱第8条第2項〕
- **質問の制限**：連続した定例会での質問について：同一の議員が、連続した定例会において一般質問をすることはできない。〔熊本市議会質問実施要綱第8条第3項〕
- **質問時間**：答弁を含む120分以内〔熊本市議会質問実施要綱第11条〕

〔現状と課題〕

- 年1回の質問機会では、実施後、市政を取り巻く状況や社会情勢が大きく変わっていることも想定され、再度タイムリーに質問したい内容があっても、質問ができない。また、前回の質問から次の質問までの間隔が1年程度空いてしまう。
- 質問時間について、答弁を含め120分以内としているが、令和元年から令和2年にかけて一般質問実施時間の会派（無所属を含む）別で比較した場合、平均は約95分であり、最短で87分、最長で112分であった。

他自治体との比較（議員個人の質問持ち時間制である政令市6市と熊本県）

年間の質問回数制限（6市・熊本県）



その他質問の実施状況

市・県	相模原市	広島市	浜松市	川崎市	新潟市	熊本県	熊本市 (参考)
議員定数	46人	54人	46人	60人	51人	48人	48人
定例会における質問日数	3日間	3日間	3日間	4日間	3日間と半日	4日間	3～6日間
実際の質問者数	22人	11～12人※1	15人	50数人※1	20～24人	12～13人	5～11人
実際に連続した定例会で質問する議員の有無	無	有	無	無※2	有	無	無
1定例会当たりの人数制限	正副議長を除いた議員の半数	各派の所属人数に応じて制限※2	無	無	無	無	12人 (質問実施要綱)
年間の回数制限	無※1	無	年1回※1	無	無	4年間で6回 (申し合わせ)	1回 (質問実施要綱)
備考	※1 規定はないが実質2回となる	※1 無所属議員は議長許可により一般質問が可能 ※2 現在の会派構成により上限人数は11人	※1 代表・一般質問合わせて年1回	※1 ほぼ全議員が毎回行う ※2 6月と12月定例会のみ一般質問を行っているため			